

## 長期優良住宅 技術的審査 料金表

- 一般料金表（当社の業務規定に定める要件を満たす場合は減額することがあります）

## 【共同住宅・長屋の新築】

(税別 単位：円)

併願の有無	区分	①長期使用構造 ①のみ	②長期使用構造以外 <sup>※3</sup> (居住環境を除く) ①+②	③居住環境 ①+②+③
設計住宅性能 評価申請あり	製造者認証	2,000+3,000×m m:審査対象戸数	4,000+3,000×m m:審査対象戸数	7,000+3,000×m m:審査対象戸数
	型式認定			
	一般木造 <sup>※1</sup> (壁量計算を行う)			
	その他 <sup>※2</sup>			
設計住宅性能 評価申請なし	製造者認証	200㎡以内： 45,400+8,000×m 200㎡超え500㎡以内： 85,400+8,000×m 500㎡超え1,000㎡以内： 155,400+8,000×m 1,000㎡超え3,000㎡以内： 235,400+8,000×m m:審査対象戸数		
	型式認定			
	一般木造 <sup>※1</sup> (壁量計算を行う)			
	その他 <sup>※2</sup>			

※1 施工令第46条第1項に該当する木造建築物が対象です。但し、限界耐力計算を行う物件は別途見積もりとさせていただきます。

※2 施工令第46条第2項に該当する木造建築物及びその他の建築物が対象です。但し、限界耐力計算を行う物件は別途見積もりとさせていただきます。

※3 住戸面積、維持保全計画、資金計画

## 注意事項

- ・併用住宅は【一戸建て住宅の新築】の料金を適用します。

## 【参考】

- ・長期優良住宅の認定を所管行政庁に申請する際、別途認定申請料がかかります。
- ・技術的審査での審査の区分(範囲)は所管行政庁ごとに定められています。
- ・技術的審査を行い「適合証」を添付して所管行政庁に認定申請を行う場合は概ね6,000円から15,000円です。
- ・技術的審査を行わず、所管行政庁に直接認定申請を行うこともでき、その場合の申請手数料は概ね45,000円から52,000円です。
- ・技術的審査を行わず、設計住宅性能評価書を活用した認定申請も可能になりました。詳しくは所管行政庁に直接ご確認ください。

<所管行政庁ごとの情報を確認頂けます>

<http://www.hyoukakyukai.or.jp/chouki/gyosei.php>